

# 第2次三沢市特定事業主行動計画(後期計画)

## 目的

「第2次三沢市特定事業主行動計画(後期計画)」は、三沢市職員が次代を担う子どもを育成し、安心して子育てに取り組めるような職場環境の向上を進め、子ども達の健やかな成長と地域全体が一体となり子育て支援をすすめる環境づくりをめざす事を目的に、「三沢市特定事業主行動計画」(計画期間：平成17年10月1日から平成22年3月31日)、「三沢市特定事業主行動計画(後期計画)」(計画期間：平成22年4月1日から平成27年3月31日)及び「第2次三沢市特定事業主行動計画」(計画期間：平成27年4月1日から令和2年3月31日)に引き続く計画として策定します。

## 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、状況に応じて計画の見直しを行い、適切な行動計画の実施に努めて参ります。

次世代育成支援対策推進法は平成17年度から平成26年度までの10年間の時限法でしたが、平成26年11月に有効期限が10年間延長されたことから、本計画では、その後半の期間である令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間としています。

## 計画の推進体制

- (1) 対象職員 三沢市職員(会計年度任用職員等についても、本計画の主旨を踏まえ、該当する制度等については対象とします。また、育児休業及び休暇の取得目標については、一般職の常勤職員を対象とします。)
- (2) 計画の推進にあたって主体となる職員
  - ・ 人事管理担当課(人事管理、勤務条件などの担当部署)
  - ・ 所属長
  - ・ 各所属の庶務担当者
  - ・ 子育て中の職員(育児休業中の職員又は育児を行っている(行う予定)職員)
  - ・ 周囲の職員(子育て中の職員の同僚)
  - ・ 全職員

後期計画の具体的な取り組み内容と実施状況

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮		行動目標
①母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。	周知徹底（人事担当）	
②所属長は妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、本人の意思を確認した上で時間外勤務を命じないこととする。	周知徹底（人事担当） 実施（所属長）	
(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進		行動目標
①父親が子どもの出生時に配偶者出産休暇を取得できるようにする。	周知徹底（人事担当） 実施（所属長）	
②妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等について周知し、これら休暇等の取得を促進する。	周知徹底（人事担当） 実施（所属長）	
(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等		行動目標
①育児休業等の制度を全職員が理解し取得の推進を図る。特に男性職員の取得促進について意識を向上させる。	周知徹底（人事担当） 実施（所属長） 男性職員10% 女性職員100%	
②育児休業の取得手続きや経済的な支援等について情報提供を行う。	周知徹底（人事担当）	
③育児休業を取得している職員が円滑に職場復帰することができるよう支援する。	周知徹底（人事担当） 実施（所属長）	
(4) 時間外勤務の削減		行動目標
①組織の見直しを行ない職務を簡素・合理化し効率良い職務遂行を目指す。	計画（人事担当）	
②職員1人1年間の上限を設定（人事院指針、労働基準法、三沢市条例等）	時間外勤務の制限 他律的業務の比重が高い部署 1月100時間未満 （45時間超は6月以内） 1年720時間以内 1月平均80時間以内 上記以外 1月45時間以内 1年360時間以内 を厳守する。	
(5) 年次有給休暇の取得促進		行動目標
①年次有給休暇の取得促進を図る。	年初において年次有給休暇の計画表を作成し、所属内で周知を図り、年次有給休暇の取得促進を図る。	
②計画的な職務遂行を図り、休暇を取得しやすい職場環境を整える	周知徹底（人事担当） 実施（所属長）	
③ゴールデンウィーク期間、夏季等における休暇、子どもの学校行事や家族と過ごすための年次有給休暇等の取得促進を図る。	年次有給休暇の計画表を活用し、連続休暇の取得促進を図る。	
④子供の看護のための特別休暇について周知し、取得を促進する。	周知徹底（人事担当） 実施（所属長）	

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 地域貢献活動		行動目標
①町内会や子ども会など地域活動への積極的参加		周知徹底（人事担当）
②子ども達のスポーツや教育に対する積極的な協力活動		周知徹底（人事担当）
(2) 交通安全活動		行動目標
①通学路や学校周辺などを運転する際は交通安全を徹底する。		周知徹底（人事担当）
②交通安全研修会の実施		周知徹底（人事担当） 実施（担当課及び人事担当）